

財団法人 千里文化財団 役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、財団法人千里文化財団(以下「財団」という。)の 寄附行為第19条の規定に基づき、役員報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬とは、役員としての職務執行の対価として支払うものをいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(役員報酬の支給と控除)

第3条 当財団は、常勤役員の職務執行の対価として役員報酬を支給することができる。

2 常勤役員には、常勤役員俸給表(別表1)に基づき役員報酬を支給する。

3 報酬の支給日、支給方法並びに役員報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする職員給与規程(以下「給与規程」という。)に準ずる。

(役員報酬の額決定)

第4条 当財団の常勤役員の報酬月額、常勤役員俸給表(別表1)のとおりとする。

2 各々の常勤役員の報酬月額、及び事務局職員兼任の常勤役員の報酬月額については、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(費用)

第5条 当財団は、役員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

3 役員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、別に定める旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

(別表1)

常勤役員俸給表

号	月額(円)	号	月額(円)	号	月額(円)
1	100,000	8	240,000	15	380,000
2	120,000	9	260,000	16	400,000
3	140,000	10	280,000	17	420,000
4	160,000	11	300,000	18	440,000
5	180,000	12	320,000	19	460,000
6	200,000	13	340,000	20	480,000
7	220,000	14	360,000	21	500,000